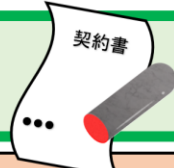


毎年5月は、消費者月間



その契約、ほんとうに大丈夫ですか？
悪質商法は、生活のさまざまな場面に潜んでいます。
訪問や電話による勧誘や契約だけでなく、近年はSNSやネット広告からの被害もみられます。
何かを契約するときなどは、悪質商法被害防止の心得を守って、慎重に判断しましょう！

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう身分と用件
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

契約に関する相談は、 消費者ホットライン

☎ 188

※身近な消費生活センター等の相談窓口案内されます。

クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受取った日を含めて**8日**（一部マルチ商法等では**20日**）以内であれば無条件で契約を解除することができます。

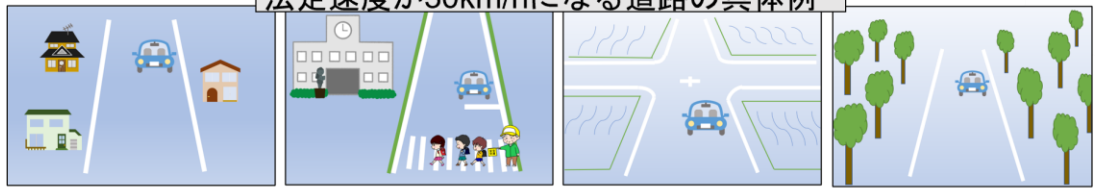
注意 全ての契約を解除できるわけではありません！！

令和8年9月1日から

生活道路における自動車の法定速度が
60km/h ➡ **30** km/hに引き下げられます!!



法定速度が30km/hになる道路の具体例



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・構造、柵その他の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



性犯罪被害者相談電話: # 8103 警察安全相談ダイヤル: # 9110



岐阜県警察防犯アプリ 検索



岐阜羽島警察署 検索